

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

| | |
|------|------------|
| 所属名 | 生活衛生課動物愛護係 |
| 内線番号 | 4763 |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|--------|--|
| ① | 処分名 | 犬の死体の引渡しに関する許可 |
| ② | 法令名 | 狂犬病予防法 |
| ③ | 法令番号 | 昭和25年法律第247号 |
| ④ | 根拠条項 | 第12条 |
| ⑤ | 処分権者 | 京都府知事 |
| ⑥ | 法令の定め | <p>第八条 狂犬病にかかつた犬等若しくは狂犬病にかかつた疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検査した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検査を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。</p> <p>2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。</p> |
| ⑦ | 審査基準 | 狂犬病対応マニュアル(H19年6月制定) |
| ⑧ | 経由機関名 | |
| ⑨ | 協議機関名 | 保健所(狂犬病予防員) |
| ⑩ | 標準処理期間 | (⑪合計期間)未設定 |
| | 経由機関 | |
| | 協議機関 | |
| | 当該処分機関 | |
| ⑫ | 問合せ | 生活衛生課動物愛護係(075-414-4763) |
| ⑬ | 備考 | |